

## 台風で発生したごみ（飛来物・がれき等）の処理について

9月4日に各地に甚大な被害をもたらした台風21号により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧と皆さまの安全を心からお祈り申し上げます。

さて、今回の台風21号により発生したごみについては、組合市（泉大津市・和泉市・高石市）において、可燃物（プラスチック、木製品、木等の燃えるもの）、不燃物（金属、トタン等の燃えないもの）、がれき（瓦、スレート、ブロック等）に分別いただき、順次回収されています。

現在のところ、原則として本組合（泉北クリーンセンター）への直接搬入は受け付けていませんので、お住まいの市へお問い合わせいただきますようお願いいたします。